

## 5 関係府省庁からの報告 内閣府 「内閣府における性犯罪・性暴力対策の取組」

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長の難波と申します。日頃より性犯罪・性暴力被害者支援に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。私からは、内閣府における性犯罪・性暴力対策の取組について御説明させていただきます。

まず、性犯罪・性暴力の被害の状況について説明させていただきます。この図は、性犯罪や性暴力の被害者が令和2年度に性犯罪・性暴力被害の相談先である全国のワンストップ支援センターに相談した件数の推移になります。昨年度、令和2年度の相談件数は一昨年度、令和元年度を上回って推移し、合計では約1.2倍になっております。特に昨年10月から本年3月の下半期は累計で前年度同期比の約1.3倍となっており、コロナ禍の影響が懸念されているところでございます。

令和2年度に実施しました男女間における暴力に関する調査から、無理やりに性交等された被害経験等に関するものについて御説明いたします。

まず①ですが、無理やりに性交等された被害経験の有無について聞いてみたところ、6.9%の女性が「あった」と答えております。これは、おおむね14人に1人が無理やりに性交等された被害経験があると答えていることとなります。

次に②ですが、加害者との関係については、交際相手・元交際相手が約3割、配偶者と元配偶者合わせて3割、全く知らない人が約1割という結果になっております。

③は、被害経験のある方に、被害について誰かに打ち明けたり相談したりしたかを聞いたものになります。被害を受けた女性の約6割はどこにも相談していない状況となっております。

④は、被害に遭ったときの状況について聞いたところ、相手から、不意をつかれ、突然襲いかかられたというのが28.8%と最も多く、次いで、相手から「何もしない」とだまされたというのが26.4%、相手との関係性から拒否できなかったというのが23.2%となっております。

次に、政府における取組としまして、男女共同参画社会について簡単に御説明いたします。男女共同参画社会につきましては、男女共同参画社会基本法の第2条第1項に規定されております。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」ということになっております。これは、女性も男性も全ての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会ということになります。こうした男女共同参画社会の実現のための5本の柱として、基本理

念について書かれております。資料のとおりでございますが、その中で男女の人権の尊重が掲げられているところであります。

女性に対する暴力は、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、人身取引、インターネット上の暴力、売買春などを含む広範な概念であり、これらは全て重大な人権侵害であります。その根絶は、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題でありまして、全ての女性が輝く社会を目指し、女性の活躍の場を広げていくための大前提として、女性に対する暴力を根絶させなくてはなりません。

先ほど御説明しました男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年12月に第5次の男女共同参画基本計画が閣議決定されております。全部で11ある個別分野の中で、女性に対するあらゆる暴力の根絶は第5分野に位置づけられております。この暴力の根絶に向けて、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり、性犯罪・性暴力への対策の推進など、様々な施策を関係省庁と共に行っていくということになっております。

次に、コロナ禍の影響も懸念される中、性犯罪・性暴力は被害者にとって、身体面のみならず、多くの場合、精神的にも長期にわたる傷痕を残す、人権を踏みにじる、決して許すことのできないものであるという観点から、令和2年6月、関係府省において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針が決定されております。この強化の方針では、令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としまして、性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討、ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化、生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための生命（いのち）の安全教育の取組、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分、若年層の性暴力被害予防月間などの社会啓発などに取り組むこととしております。本年はその中間年に当たりまして、政府一丸となって性犯罪・性暴力対策を進めているところであります。

次に、ワンストップ支援センターについて御説明いたします。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは全都道府県に設置されております。性犯罪・性暴力の被害者に対して、心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、緊急避妊薬の処方、証拠採取などを行う医療的支援のほか、心理的支援などを可能な限り1か所で提供するということで、地域における被害者支援の中核的組織であります。警察への届出の促進、被害の潜在化の防止のため、各都道府県の警察との連携が重要となっておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充のために行っております全国共通短縮番号、それから性暴力に関するSNS相談について御説明いたします。内閣府では昨年10月から、性犯

罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながります、全国共通の短縮電話番号「#8891」（はやくワンストップ）を導入しております。#8891にかければ、最寄りのワンストップ支援センターにつながります。また、若い世代が相談につながりやすくするために、性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」も昨年10月から実施しているところでございます。

先ほど御説明しましたワンストップ支援センターを強化するため、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づき、令和3年3月、本年3月、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化についてを取りまとめました。ワンストップ支援センターの強化に向けた具体的な方策、それから自治体による取組の好事例を取りまとめたものでございます。引き続き内閣府では、ワンストップ支援センターの体制の強化、それから被害者支援の充実に取り組んでまいります。

次に、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金について御説明いたします。これは、ワンストップ支援センターの運営の安定化、それから被害者支援の機能の強化のため、都道府県によるワンストップ支援センターの整備、そうした取組を支援するために、被害者支援に係る取組の充実、そうしたことを図るということを目的にしたものでございます。引き続き各地方自治体の実情に応じた取組を支援するため、令和4年度予算においても引き続き必要額の確保に努めてまいります。

次に、広報啓発の関係を御説明させていただきます。政府においては、毎年11月12日から、女性に対する暴力撤廃国際日の11月25日までの2週間を、女性に対する暴力をなくす運動の期間としまして、関係機関との連携・協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しております。昨年は、「性暴力を、なくそう」ということをテーマとしまして、男女共同参画担当大臣と性暴力被害者支援団体・関係者との意見交換、性暴力防止に関するポスター、リーフレット、啓発カード、それからパープルリボンバッジの作成・配布、東京スカイツリーをはじめ、全国のタワーや商業施設等において、女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであります紫色にライトアップするパープル・ライトアップの実施、閣僚によるパープルリボンバッジの着用、企業と連携した広報啓発活動、こういったこと等を実施しました。

次が昨年実施しました具体的な取組の例となっております。左の写真が、スカイツリーをはじめとしました施設、こちらを女性に対する暴力根絶を呼びかけるパープル・ライトアップした様子の写真でございます。また、右側は、漫画家の西原理恵子先生に性暴力の被害の実態、ワンストップ支援センターを紹介する漫画を描いていただきまして、広報啓発活動に利用しているものでございます。

最後に、本年4月から毎年4月を若年層の性暴力被害予防月間としまして、これまでの

AV出演強要やJKビジネスなどの問題のさらなる啓発に加えまして、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害など、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声かけの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底しているところでございます。ポスター、リーフレットを作成するほか、3月にはSNSで発信するためのオンラインイベントも実施したところでございます。

内閣府からの説明は以上となります。